

金融委員会設置法案

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 金融委員会

第一節 通則（第二条—第二十二條）

第二節 証券取引等監視委員会（第二十三條—第三十四條）

第三章 職員（第三十五條）

第四章 罰則（第三十六條）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、金融委員会の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

第二章 金融委員会

第一節 通則

(設置)

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、金融委員会を設置する。

(任務)

第三条 金融委員会は、通貨及び金融の調節に関する事項を決定するとともに、法令の定めるところにより、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等を保護し、並びに金融及び有価証券の流通の円滑を図るため、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等の業務の適切な運営又は経営の健全性が確保されるようこれらの民間事業者等について免許及び検査その他の監督をし、並びに証券取引等の公正が確保されるようその監視をすることを主たる任務とする。

(通貨及び金融の調節の理念)

第四条 金融委員会は、通貨及び金融の調節に関する事項を決定するに当たっては、物価の安定を図ること

を通じて国民経済の健全な発展に資することをもって、その理念とする。

(通貨及び金融の調節に関する意思決定の透明性の確保)

第五条 金融委員会は、通貨及び金融の調節に関する意思決定の内容及び過程を国民に明らかにするよう努めなければならない。

(所掌事務及び権限)

第六条 金融委員会の所掌事務は、次に掲げる事務とし、その権限の行使は、その所掌事務の範囲内で法律(法律に基づく命令を含む。)に従ってなされなければならない。

一 日本銀行法(平成九年法律第 号)第二十五条第一項第一号の手形の割引に係る基準となるべき割引率その他の割引率並びに当該割引に係る手形の種類及び条件を決定し又は変更すること。

二 日本銀行法第二十五条第一項第二号の貸付けに係る基準となるべき貸付利率その他の貸付利率並びに当該貸付けに係る担保の種類、条件及び価額を決定し又は変更すること。

三 準備預金制度に関する法律(昭和三十二年法律第百三十五号)第四条第一項に規定する準備率及び基準日等を設定し、変更し又は廃止すること。

- 四 日本銀行法第二十五条第一項第三号に規定する手形又は債券の売買その他の方法による金融市場調節（金融市場を通じて行う通貨及び金融の調節（公開市場操作を含む。）をいう。）の方針並びに当該金融市場調節に係る手形又は債券の種類及び条件その他の事項を決定し又は変更すること。
- 五 その他の通貨及び金融の調節に関する方針を決定し又は変更すること。
- 六 前各号に掲げる事項の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解その他通貨及び金融の調節に関する金融委員会としての見解を決定し又は変更すること。
- 七 金融機関の金利を規制すること。
- 八 日本銀行券の製造発行計画を樹立すること。
- 九 日本銀行券の発行を監督すること。
- 十 日本銀行を監督すること。
- 十一 銀行業、信託業及び無尽業の免許並びにこれらを営む者の検査その他の監督に関すること。
- 十二 信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会の事業を免許し、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、農林中央金庫その他の預金又は貯金の受入れを業とす

る民間事業者並びに信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の検査その他の監督に関すること。

十三 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構を監督すること。

十四 生命保険業及び損害保険業の免許並びにこれらを営む者の検査その他の監督に関すること。

十五 保険契約者保護基金（保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する保険契約者保護基金をい

う。）の指定及び監督に関すること。

十六 自動車損害賠償責任共済に関すること。

十七 証券業を営む者、証券金融会社及び証券投資信託の委託会社の免許及び検査その他の監督に関すること。

十八 証券取引所の設立の免許及び検査その他の監督に関すること。

十九 証券業協会の設立の認可及び検査その他の監督に関すること。

二十 証券投資信託協会の監督に関すること。

二十一 投資顧問業（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）

に規定する投資顧問業をいう。)を営む者の登録及び検査その他の監督に關すること。

二十二 証券投資顧問業協会及び全国証券投資顧問業協会連合会の検査その他の監督に關すること。

二十三 金融先物取引業 (金融先物取引法 (昭和六十三年法律第七十七号) に規定する金融先物取引業をいう。)を営む者の許可及び検査その他の監督に關すること。

二十四 金融先物取引所の設立の免許及び検査その他の監督に關すること。

二十五 金融先物取引業協会の検査その他の監督に關すること。

二十六 貸金業 (貸金業の規制等に關する法律 (昭和五十八年法律第三十二号) に規定する貸金業をいう。)を営む者の登録及び検査その他の監督に關すること。

二十七 抵当証券業 (抵当証券業の規制等に關する法律 (昭和六十二年法律第百十四号) に規定する抵当証券業をいう。)を営む者の登録及び検査その他の監督に關すること。

二十八 抵当証券保管機構の指定及び検査その他の監督に關すること。

二十九 抵当証券業協会の検査その他の監督に關すること。

三十 商品投資販売業 (商品投資に係る事業の規制に關する法律 (平成三年法律第六十六号) に規定する

商品投資販売業をいう。）、特定債権等譲受業及び小口債権販売業（特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）に規定する特定債権等譲受業及び小口債権販売業をいう。）並びに不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）に規定する不動産特定共同事業をいう。）を営む者の許可及び検査その他の監督に関すること。

三十一 前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）の適用を受ける前払式証券の規制に関すること。

三十二 預り金（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）に規定する預り金をいう。）となるべき金銭の受入れについての情報の収集に関すること。

三十三 証券取引及び金融先物取引に係る犯則事件の調査に関すること。

三十四 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき金融委員会に属させられた事務

（職権の行使）

第七条 金融委員会の議長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第八条 金融委員会は、委員九人をもつて組織する。

2 委員は、任命委員六人のほか、日本銀行の総裁及び副総裁二人をもつてこれに充てる。

3 金融委員会に議長を置き、議長は、委員のうちから互選した者について、内閣総理大臣が任命する。

4 議長の任免は、天皇がこれを認証する。

5 議長は、会務を総理し、金融委員会を代表する。

6 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(任命委員の任命)

第九条 任命委員は、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから、両

議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 任命委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、任命委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその任命委員を罷免しなければならぬ。

(任命委員の任期)

第十条 任命委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の任命委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 任命委員は、再任されることができる。

(任命委員の身分保障)

第十一条 任命委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 金融委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他任命委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(任命委員の罷免)

第十二条 内閣総理大臣は、任命委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その任命委員を罷免しなければならない。

(任命委員の服務)

第十三条 任命委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 任命委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 任命委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(給与)

第十四条 議長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(会議)

第十五条 金融委員会は、議長が招集する。

2 金融委員会は、議長が出席し、かつ、現に在任する委員の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 金融委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長が決する。

4 金融委員会が第十一条第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 議長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、第八条第六項に規定する委員は、議長とみなす。

(大蔵大臣又は経済企画庁長官の出席等)

第十六条 大蔵大臣又は経済企画庁長官は、必要に応じ、第六条第一号から第七号までに掲げる事項（以下「金融調節事項」という。）を議事とする会議に出席して意見を述べ、又は大蔵政務次官若しくは経済企画政務次官を当該会議に出席させて意見を述べさせることができる。

2 金融調節事項を議事とする会議に出席した大蔵大臣又は大蔵政務次官及び経済企画庁長官又は経済企画

政務次官は、当該会議において、金融調節事項に関する議案を提出し、又は当該会議で議事とされた金融調節事項についての金融委員会の議決を次回の金融調節事項を議事とする会議まで延期することを求めることができる。

3 前項の規定による議決の延期の求めがあったときは、金融委員会は、議事の議決の例により、その求めについての採否を決定しなければならない。

(規則の制定)

第十七条 金融委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、金融委員会規則を制定することができる。

(国会への報告)

第十八条 金融委員会は、おおむね三月に一回、内閣総理大臣を経由して、その決定に係る金融調節事項の内容及びそれに基づき日本銀行が行った業務の状況を国会に報告しなければならない。

(公表)

第十九条 金融委員会は、金融調節事項を議事とする会議の終了後、速やかに、当該会議の議事の概要を記

載した書類を作成し、これを公表しなければならない。

2 金融委員会は、金融調節事項を議事とする会議の議事録を作成し、金融委員会が適当と認めて定める相同期間経過後に、これを公表しなければならない。

3 金融委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。
(関係行政機関との協力)

第二十条 金融委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 金融委員会及び金融関連業者（金融委員会の所掌に係る金融業に類似し、又は密接に関連する事業を営む者をいう。）に対する検査を所掌する行政機関の長は、効率的な検査の実施のため、意見の交換を図るとともに、それぞれの求めに応じ、それぞれの職員に協力させることができる。

(大蔵大臣との連携)

第二十一条 金融委員会は、その任務を達成するため必要があると認めるときは、大蔵大臣に対して、金融制度又は証券取引制度の企画又は立案についての意見を述べることができる。

2 前項に規定するもののほか、金融委員会及び大蔵大臣は、金融委員会及び大蔵省の所掌事務を適切に遂行するため、相互に緊密な連絡をとるものとする。

(事務局)

第二十二条 金融委員会の事務を処理させるため、金融委員会に事務局を置く。

第二節 証券取引等監視委員会

(設置及び所掌事務)

第二十三条 金融委員会に、証券取引等監視委員会を置く。

2 証券取引等監視委員会は、第六条第十七号から第十九号まで及び第二十三号から第二十五号までに掲げる事務に係る法律（法律に基づく命令を含む。）に基づきその権限に属させられた事項に係る事務並びに同条第三十三号に掲げる事務をつかさどる。

(職権の行使)

第二十四条 証券取引等監視委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第二十五条 証券取引等監視委員会は、委員長及び委員二人をもって組織する。

2 委員長は、会務を総理し、証券取引等監視委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員長及び委員の任命)

第二十六条 委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

(任期)

第二十七条 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残

任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(準用)

第二十八条 第十一条から第十四条までの規定は、委員長及び委員について準用する。

(会議)

第二十九条 証券取引等監視委員会は、委員長が招集する。

2 証券取引等監視委員会の議事は、出席した委員長又は委員のうち、二人以上の賛成をもってこれを決する。

(事務局)

第三十条 証券取引等監視委員会の事務を処理させるため、証券取引等監視委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。
- 4 事務局の内部組織は、政令で定める。

(勧告)

第三十一条 証券取引等監視委員会は、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）その他の法律の規定に基づき、検査又は犯則事件の調査（次条において「証券取引検査等」という。）を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引又は金融先物取引の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置について金融委員会又は大蔵大臣に勧告することができる。

2 金融委員会及び大蔵大臣は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

3 証券取引等監視委員会は、第一項の勧告をした金融委員会又は大蔵大臣に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

(建議)

第三十二条 証券取引等監視委員会は、証券取引検査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引又は金融先物取引の公正を確保するために必要と認められる施策について金融委員会又は大蔵大臣に

建議することができる。

(金融委員会が行う検査についての報告の義務等)

第三十三条 金融委員会は、その行う金融及び証券取引に係る金融機関その他の者に対する検査（証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。）で政令で定めるもの（以下この条において「金融機関等検査」という。）に関し、毎年、検査の実施方針その他の基本的事項について証券取引等監視委員会に諮り、その意見を聴かななければならない。

2 金融委員会は、四半期ごとに、金融機関等検査の実施状況を証券取引等監視委員会に報告しなければならない。

3 証券取引等監視委員会は、必要があると認めるときは、金融機関等検査に係る事務の運営その他の施策について金融委員会に建議することができる。

(公表)

第三十四条 証券取引等監視委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。

第三章 職員

(職員)

第三十五条 前章に規定するものその他別に法律で定めるもののほか、金融委員会に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の定めるところによる。

第四章 罰則

(罰則)

第三十六条 第十三条第一項（第二十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年十月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(任命委員の任命のために必要な行為に関する経過措置)

第二条 第九条第一項の規定による金融委員会の任命委員の任命のために必要な行為は、同条の規定の例に

より、この法律の施行前においても、行うことができる。

(最初に任命される任命委員の任期)

第三条 この法律の施行後最初に任命される金融委員会の任命委員の任期は、第十条第一項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、二人は三年、二人は四年、二人は五年とする。

(金融委員会の議決に係る経過措置)

第四条 日本銀行法（平成九年法律第 号）による改正前の日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）

次条において「旧日本銀行法」という。）第十三条ノ二に規定する日本銀行の政策委員会がした議決に係る事項が、第六条第一号から第七号までに掲げる事項に該当する場合には、当該議決は、金融委員会がした議決とみなす。

(基準となるべき割引率等に係る経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧日本銀行法第二十一条の規定により公告されている基準となるべき割引歩合又は基準となるべき貸付利子歩合は、金融委員会が議決した第六条第一号に規定する基準となるべき割引率又は同条第二号に規定する基準となるべき貸付利率とみなす。

(証券取引等監視委員会等に関する経過措置)

第六条 従前の大蔵省の証券取引等監視委員会は、金融委員会の証券取引等監視委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に大蔵省の証券取引等監視委員会の委員長又は委員である者は、それぞれこの法律の施行の日に、第二十六条第一項の規定により、金融委員会の証券取引等監視委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第二十七条第一項の規定にかかわらず、同日における大蔵省の証券取引等監視委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

(その他の経過措置等)

第七条 前五条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、別に法律で定める。

2 この法律の施行に伴う関係法律の整備については、別に法律で定める。

理由

通貨及び金融の調節に関する事項の決定に関する事務を行わせるとともに、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等に対する免許及び検査その他の監督並びに証券取引等の監視に関する事務を行わせるため、総理府の外局として、金融委員会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約三十億円の見込みである。